



平成 28 年 3 月 30 日

各 位

上場会社名 **株式会社NIPPPO**  
代表者 代表取締役社長 岩田 裕美  
(コード番号 1881 東証第1部、札幌既存)  
問合せ先 総務部長 齊藤 直志  
(TEL 03-3563-6751)

### 独占禁止法違反容疑に関する再発防止策について

当社および当社関係者は、平成 28 年 2 月 29 日、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。株主の皆様、お取引先の皆様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことについて、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、皆様の信頼回復に全力を挙げて努めて参る所存であります。

### 記

#### ① コンプライアンス体制の改革

弊社では、従前から独占禁止法遵守のための様々な施策に取り組み、全社的なコンプライアンス体制の構築に注力してきましたが、この度の事態を受け、改めてコンプライアンス体制の改革を進めて参ります。

実効性あるコンプライアンス体制を確立するために、各種社内規程、マニュアル等の見直し、改正を行い、これに基づいた集合研修を繰り返して、法律の無知、誤った認識等の排除を将来に渡って確保します。

また、経営トップから全社員に対しコンプライアンスに関するメッセージを発信するとともに、経営トップが全国各支店の主要会議に出席して、地域毎の役職員に対し直接メッセージを伝えて参ります。

#### ② 適正な受注活動を確保するための施策

独占禁止法遵守に関する社内ルールを改正し、営業担当者が勝手に判断し行動することのないよう、同業者同士の接触制限等、ケース毎の注意事項を従前以上に明確に定めます。改訂した社内ルール(マニュアル)を営業担当者に配布し、定期的に集合研修を実施して、社内ルール遵守の徹底を指導・教育します。併せて、弁護士等専門家による独占禁止法の講演会を定期的に開催し、法律知識の習得を図ります。

これらのルールの遵守状況を監督するため、定期的点検において、個人面談を通じた厳格なモニタリングを実施します。また、営業担当者本人に対しては、法令遵守の誓約書および教育内容の理解度、認識度を判定するためのチェックシートを提出させ、個別面談を通じてコンプライアンス意識浸透状況の把握に

努めます。

また、法令違反行為を未然に防止し、早期是正を図るために、内部通報制度の周知活動を徹底する予定です。

③ 組織・人事的対応

営業担当者の人事ローテーションを再度見直し、談合やカルテルの生じやすい温床が形成されるリスク回避を進めます。

また、違反行為当事者に対しては厳正な処分を行い、再発防止に努める予定です。

以 上